

熊本市のたばこ対策について

令和4年10月

熊本市 健康づくり推進課

1

1 たばこの及ぼす影響 (1) たばこの健康影響

日本では年間、**能動喫煙で13万人、受動喫煙で1.5万人が死亡**していると報告されている。

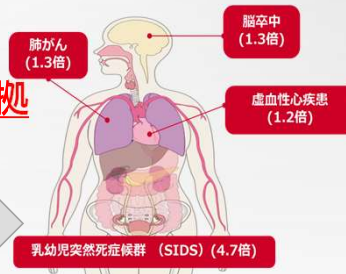
☞「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」データより。

その他の疾患への影響も科学的根拠をもって指摘されている！

※能動喫煙 ☞ がん、循環器疾患、糖尿病など

受動喫煙 ☞ 右図の疾患等

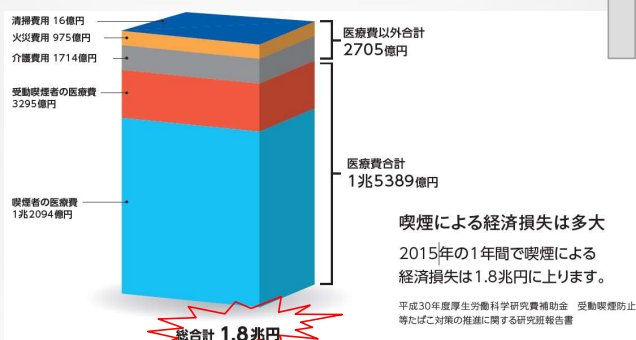
※「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」より。



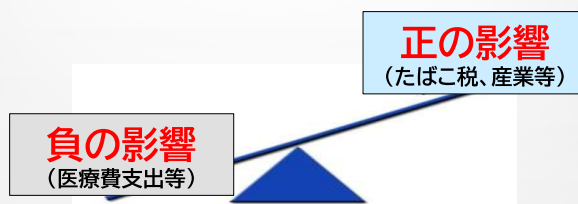
2

1 たばこの及ぼす影響 (2)たばこによる経済損失

- たばこが社会全体に与える経済損失は約1.8兆円と報告されている。



1 たばこの及ぼす影響 (2)たばこによる経済損失



喫煙の経済的影響には **負の影響**(医療費支出等)と**正の影響**(たばこ税、産業等)の双方あるが、**全体では負の影響が上回る**と言われている。

※「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」より

2 本市のたばこ対策 (1)第2次健康くまもと21基本計画

本市では、喫煙の健康影響を考慮し、市の健康増進計画である標記計画に基づき以下の**3本の柱**で**取組**を進めている。

【3本の柱】

- ①禁煙支援
- ②受動喫煙防止
- ③妊産婦、未成年の喫煙防止

2 本市のたばこ対策 (2)改正健康増進法(市民の受動喫煙対策)

○受動喫煙の防止に関する相談窓口等の設置

相談窓口の設置

- ・市民問い合わせ対応
- ・正しい知識(受動喫煙の健康影響)の普及
- ・法改正の周知啓発 など



○健康増進法義務違反時の対応

健康増進法義務違反時の対応

- ・電話による違反状況の把握
- ・法の趣旨、内容説明、違反是正の働きかけ
- ・立入検査による現地確認
- ・助言・指導などの対応



熊本市受動喫煙防止対策
コールセンター設置

2 本市のたばこ対策 (2)改正健康増進法(職員の受動喫煙対策)

① 国の制度改正と本市施設における受動喫煙防止対策の経緯

本市では、以下のとおり法改正等に合わせ、指針を改正しながら受動喫煙防止対策を進めてきた。

法改正及び受動喫煙対策等	公布日等	H14~20	H21~25	H26~30	H31~
健康増進法(公布)	H14.8.2	★			
受動喫煙防止対策について(厚生労働省通知発出)	H22.2.25		★		
健康増進法改正(公布)	H30.7.25			★	
施設内の空間分煙化(指針策定)	H15.12.4		★		
原則施設内禁煙化(H24.4.1~)(指針改正)	H23.4.15				★
原則敷地内禁煙化(指針改正)					★
市職員の勤務時間中禁煙開始	R1.7.1				★

② 市施設における受動喫煙防止対策の基本的な考え方

「**国及び地方公共団体には、国民や住民の健康を守る観点から受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない責務が課されていることを踏まえ、受動喫煙対策をより一層高めた措置を自ら講ずることが必要**」との見解が示されている。

※「健康増進法の一部を改正する法律の施行について」(H31.2.22付け厚生労働省健康局長通知)

法の趣旨を踏まえ、法よりも厳しい措置を講じる。

施設区分	健康増進法の対応	本市の対応方針
第一種施設	原則敷地内禁煙	<敷地内禁煙
第二種施設	原則施設内禁煙	<原則敷地内禁煙
屋外	望まない受動喫煙を防止する措置	=望まない受動喫煙を防止する措置
適用除外喫煙可	喫煙可	=喫煙可

7

3 本市のたばこ対策の現状 (1)「市民の声」における私の提言等

「市民の声」に寄せられる苦情は、屋外の受動喫煙、職員の喫煙、自宅・共同住宅での受動喫煙と続いている。

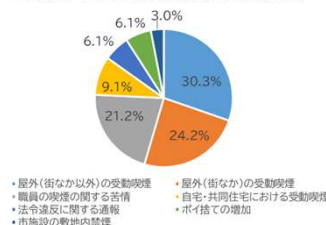
また、**市施設の敷地内禁煙、職員の勤務時間中禁煙開始後の集計として**ため、**街なかの受動喫煙と職員の喫煙が全体の45.4%を占めている。**

「市民の声」における受動喫煙等の苦情

苦情等項目	苦情等件数	苦情等割合	回答を行った局	備考
屋外(街なか以外)の受動喫煙	10	30.3%	健康福祉局、北区、東区、教育委員会	うち、公署5回 学校側1回
屋外(街なか)の受動喫煙	8	24.2%	中央区、健康福祉局、文化市民局、総務局	うち、公設喫煙所2回
職員の喫煙の関する苦情	7	21.2%	健康福祉局、総務局	
自宅・共同住宅における受動喫煙	3	9.1%	健康福祉局、都市建設局、北区	うち、市営住宅2回
法令違反に関する通報	2	6.1%	健康福祉局	
ポイ捨ての増加	2	6.1%	都市建設局、環境局、文化市民局	
市施設の敷地内禁煙	1	3.0%	健康づくり推進課	
合 計	33	100.0%		

R1年度~R4年度(7月末)集計

「市民の声」における受動喫煙等の苦情等割合



8

3 本市のたばこ対策の現状 (2)市コールセンターに寄せられる苦情

市コールセンターでは、街なか以外の屋外、自宅等、店舗、事業所等における受動喫煙の苦情が多数を占めており、**市において受動喫煙防止のため苦情店舗等に直接働きかけを行っている。**

また、**街なかの受動喫煙、職員の喫煙等についての苦情も一定数、寄せられている。**

「受動喫煙防止対策専用コールセンター」に寄せられた苦情の種類

苦情等項目	苦情等件数	苦情等割合	備考
屋外(街なか以外)の受動喫煙	34	27.2%	公園ら、学校等近辺4、後所等近辺3
自宅・共同住宅における受動喫煙	28	22.4%	市営住宅6、共同住宅2
店舗における受動喫煙	20	16.0%	うち飲食店14、コンビニ3、パチンコ3
事業所における受動喫煙	14	11.2%	うち会社8、施設3
法律に関する苦情	14	11.2%	
屋外(街なか)の受動喫煙	11	8.8%	公設喫煙所6
ポイ捨ての増加	2	1.6%	
市職員の喫煙に関する苦情	1	0.8%	
その他	1	0.8%	喫煙所設置要望
合計	125	100.0%	

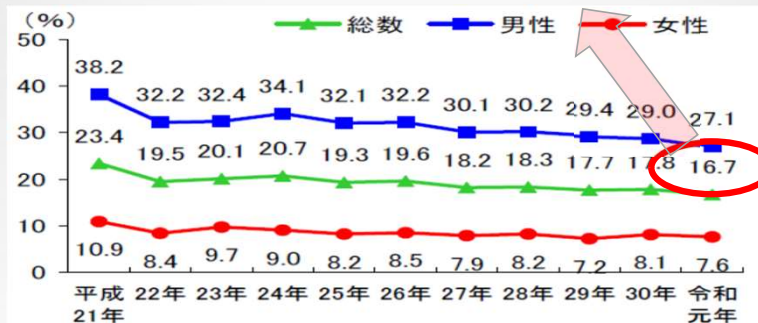
コールセンターに寄せられた苦情割合



3 本市のたばこ対策の現状 (3)禁煙支援の市民のニーズ

令和元年度国民健康栄養調査では、

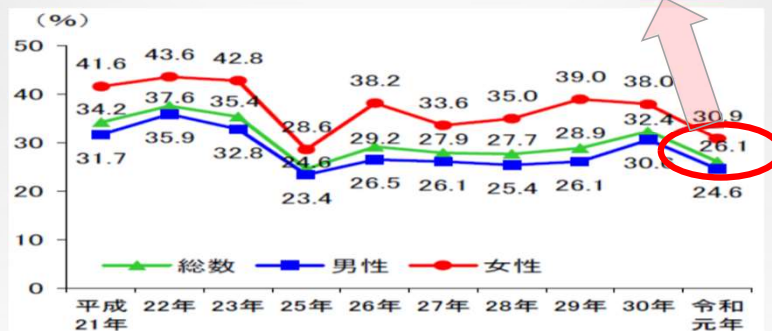
国民の6人に1人が喫煙者！



3 本市のたばこ対策の現状 (3)禁煙支援の市民のニーズ

令和元年度国民健康栄養調査では、

喫煙者の4人に1人は禁煙を希望！



11

4 本市における今後のたばこ対策 (1)本市の役割及び今後の取組

本市、健康福祉局は健康増進の旗振り役

として、以下の取組を推進

- ① 市民(市職員含む)の禁煙支援の強化
- ② 望まない受動喫煙防止の徹底

12

4 本市における今後のたばこ対策 (2)本市の役割と今後の取組

①市民(市職員含む)の禁煙支援の強化

- ・禁煙手帳の配布、禁煙外来医療機関の紹介(市HP)
- ・禁煙者への健康ポイント付与
- ・禁煙した職員への補助(職員厚生会の福利厚生サービスメニュー)

【新たな取組(案)】

- ・禁煙支援助成の検討(千葉市、札幌市実施)
 - ☞若年者等を対象に実施検討
- ・市民の禁煙環境の整備(禁煙指導薬剤師と市民のマッチング)
 - ☞禁煙を希望する市民が禁煙指導薬剤師(薬剤師会主催の育成研修会受講)に気軽に禁煙相談を受けられる環境整備

13

4 本市における今後のたばこ対策 (2)健康福祉局の役割と今後の取組

②望まない受動喫煙防止の徹底

- ・屋外、屋内での受動喫煙苦情対応
 - ☞苦情を受けた店舗等へ受動喫煙防止の働きかけ
- ・健康増進法義務違反時の対応
 - ☞義務違反に対する指導・助言等

【新たな取組】

- ・受動喫煙の防止及び禁煙を支援する動画作成
 - ☞本市YouTube公式チャンネルで9月配信予定

14

受動喫煙の防止及び禁煙を支援する動画(全6本) (YOUTUBEで提供)

- 熊本市ホームページ「禁煙をお考えの方へ」
のページからリンク頂けます。

タバコをやめると
ストレスがたまる？
それとも軽くなる？



—喫煙は依存症—
「いつかはきつと」と考えていた
禁煙成功のための戦略とは？

自力禁煙でも
禁煙補助薬を使った禁煙でも大切



15

—喫煙成功のための切り札—
禁煙外来と禁煙補助薬について



受動喫煙による健康影響



妊娠中のタバコ あなたはどうする？



20歳未満の喫煙編

**20歳未満の人は
タバコを吸ったらダメなの**



ずわんげんと
一緒に考えよう



タバコを吸わないで
ずわんげん

16